

●多子世帯及びひとり親世帯等の保育料軽減

制度改正により、保育料の軽減範囲が拡大されました。

保育所等(0～2歳児クラス)

ひとり親世帯等(注2)	多子世帯
<p>保護者と生計が同一の子等(注3)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子、第3子と数える。第1子は現行保育料の半額以下、第2子以降は無料となる。</p> <p>C～D4階層及びD5階層の一部</p>	<p>保護者と生計が同一の子等(注3)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子、第3子と数える。第1子は現行保育料の全額、第2子は現行保育料の半額、第3子以降は無料となる。</p> <p>C～D3階層及びD4階層の一部</p>
<p>↑未満 ↓以上 市民税所得割額合算=77,101円(D5階層の一部)</p> <p>D5階層の一部以上</p>	<p>市民税所得割額合算=57,700円(D4階層の一部) ↑未満 ↓以上</p> <p>D4階層の一部以上</p>
<p>きょうだい(注1)については、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子となる。第1子は現行保育料の全額、第2子は現行保育料の半額、第3子以降は無料となる。</p> <p>(注1) 保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園に入所している児童や、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設、児童デイサービスに通っている就学前児童</p>	

注2：ひとり親世帯等：ひとり親世帯（離婚調停中や離婚前提別居等は除く）並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。

該当になる場合は手帳等の写しを提出してください。ひとり親世帯等として保育料が算定された場合は「保育料決定通知書等」の「負担区分」に「*」が印字されます。(例：D4*)

注3：生計が同一の子等

- ・保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
 - ・保護者と生計が同一の子や孫等（保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含む。）であれば年齢に関わらず対象となります。
 - ・ここでの生計が同一とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。
- ※生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等（健康保険証等）を提出してください。